

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人もみじ会（以下「法人」という。）の役員に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員に対して法人本部の業務に係る（理事会を除く）報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、別表の定める額とする。

(支給日)

第3条 役員報酬は、毎月10日（定款細則に基づく）に支払う。

(改正)

第4条 この規程の改正については、理事会・評議員会の議決を要する。

付則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年1月1日から変更する。

この規程は、平成29年4月1日から変更する。

別表（第2条第2項）

役職名	勤務形態	報酬額	備考
理事	常勤	月額 40万円	—
	非常勤	月額 10万円	第2条第1項に規定する法人本部の業務を遂行し、勤務実態がある場合に限る。